

令和8年度ポタリングマップを活用した緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

緑川流域4町では、令和7年度に各町が連携して作製したポタリングマップを活用し、令和8年熊本地震後の地域の状況を踏まえた観光資源の周遊を促進するとともに、QRコードを活用したデジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）を実施することで、4町へのサイクリングを活用した来訪及び周遊を促進し、令和8年7月に発生した令和8年熊本地震からの復興や観光需要の回復を図り、今後の発展的展開に向けた分析を行う必要があることから、本委託業務を行うものである。本要領は、緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

(4) 委託者

緑川流域広域連携事業実行委員会 会長 甲佐町地域振興課長 羽祢田 直美
（委託者および実施主体の定義）

本事業における委託者は、緑川流域4町（御船町、山都町、美里町、甲佐町）の観光担当課長等で構成する「緑川流域広域連携事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）であり、本要領および仕様書において、受託者との協議、指示、承認、決定、各種手続きおよび権利帰属等を行う「委託者」とは実行委員会を指すが、実行委員会の判断および決定は構成4町の意向に基づくものとする。

受託者は、本業務の履行に際し、特定の町のみには偏らないよう配慮し、構成4町全体に不利益が生じないように誠実に業務を遂行しなければならない。

(5) 委託見積限度額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この限度額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。

- (5) 緑川流域広域連携事業実行委員会の事務局である甲佐町が制定する「甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）」第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。
- (6) 過去5年度以内（令和3～7年度）に、観光誘客・周遊促進事業に係る業務の受注実績を1件以上有すること。

4 スケジュール

内 容	期 間
公募・質問受付開始	令和8年10月2日（金）
質問受付締め切り	令和8年10月7日（水） 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年10月9日（金） 予定
参加申込書提出期限	令和8年10月14日（水） 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年10月20日（火） 午後4時まで
審査期間（書類審査）※	令和8年10月21日（水）～10月28日（水）
審査結果通知	令和8年11月上旬予定
契約締結・受託業務開始	令和8年11月上旬予定

※審査期間中、実行委員会事務局である甲佐町から、企画提案書等に対する質問を行う場合があるため、質問を受けた申込者は、甲佐町が指定する日時までにメールで回答を行うこと（メールアドレス：chiiki02@kosa.kumamoto.jp）。

5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第7号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時まで

(2) 提出先

緑川流域広域連携事業実行委員会事務局

（甲佐町役場 地域振興課 商工観光係 chiiki02@kosa.kumamoto.jp）

電話 096-234-1154（直通） / 096-234-1111（代表）

(3) 提出時のメールタイトル

【〇〇（社名）】令和8年度緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託に関する質問

(4) 回答方法

回答は甲佐町ホームページにて公表する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

6 参加申込み

参加を希望する者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要等（様式第3－1号）
- ④ 登記簿謄本の写し（提出日の6ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧（様式3－2号）
- ⑥ 国税、地方税（都道府県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（6ヶ月以内に発行されたもの）

※①～⑥まで、各1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで

(3) 提出先

「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(4) 提出方法

電子メールによる提出（提出期限必着）

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

7 企画提案

参加申込書を提出した者は、次により企画提案書提出書（様式第4号）等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出書（様式第4号）
- ② 業務に関する実績（様式第5－1号、様式第5－2号）
- ③ 本業務の実施体制（様式第6号）
- ④ 本業務における工程表（任意様式）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 提案価格（任意様式）

提案価格の作成にあたっては、下表の項目ごとに作成し、積算の内訳を記載すること。

・デジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）の企画・実施
・インフルエンサーによる周遊動画制作
・周遊動画の各SNSによる発信
・Web広告等の活用による認知拡大および誘客促進
・効果測定・分析
・その他（諸経費等）

(2) 提出期限

令和8年10月20日（火）午後4時まで

(3) 提出先

「13. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(4) 提出方法

電子メールによる提出（提出期限必着）

(5) 編冊方法

- ・提出する各データには、本要領第6条第1項に掲げる「提出書類」と同じタイトルを記載すること。
- ・正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないように留意すること。

8 審査（書類審査）

提出書類の内容に基づき、下表〈審査項目〉により委員会にて審査する。

委員ごとの総評価点をもとに各提案事業者に順位をつけ、その順位による点数を付し（以下「順位点」という）、順位点の合計が最高の者を契約予定者として選定する。

(1) 審査手順

企画提案書等の審査は、「実行委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等に対し、以下の評価項目及び得点算出方法に基づき総合的に評価する。なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 得点算出方法

評価	得点化方法	
A	非常に優秀	配点×1.0
B	優秀	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(4) 受託候補者の決定

各審査者の採点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、第1位の受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、評価項目1の企画内容のうち、評価項目2の中項目⑥の採点の合計点が最も高い者を第1位の受託候補者とし、その合計点も同点の場合は、評価項目2の中項目④の採点の合計点が最も高い者とする。それでも同点の場合は、評価項目3の提案価格の採点を除いた合計点が最も高い者を第一受託候補者とする。

なお、参加する者が1者のみの場合、審査の結果においてすべての審査委員の評価点数が最低基準点（480点）を満たすときは、当該提案者を候補者とする。

(5) 最低基準点の設定

総配点800点（200点×4名）の6割（480点）に満たない場合は、候補者から除外する。なお、最低基準点以上の点数を得たものがいなかった場合は、受託候補者の決定を行わない。

(6) 除外要件

提案価格が予定価格を上回る場合は、選定の対象から除外するものとする。

(7) 審査結果の通知

審査の結果は、集計後各提案事業者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

〈審査項目②〉

No.	審査項目		審査基準	配点 (点)	
	大項目	中項目			
1	基 本 的 事 項	①業務実績	過去5年度以内の、同種・類似の業務の実績は十分か	10	30
		②実施体制	人員、経験年数は主体的に運営し履行できる体制となっているか	20	
2	内 容 評 価	③スケジュール管理	期間内に確実に履行できる計画的なスケジュールとなっているか	10	160
		④デジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）の企画・実施	来訪者が楽しみながら緑川流域4町を周遊し、各チェックポイントへの訪問を促すことができるとともに、スマートフォン等から容易かつ確実にポイントを取得できるなど、参加者の利便性にも配慮した魅力的で実現性の高い企画・運営方法について提案しているか。	30	
		⑤インフルエンサーによる周遊動画制作	① 旅行や観光、自転車、アウトドア、地域体験等との親和性に加え、フォロワー等の属性、発信地域、過去の観光PR実績及び情報発信力を総合的に考慮し、本事業のターゲット層に対して高い訴求効果が期待できるインフルエンサーを選定しているか。 ② 自転車で地域を巡る楽しさや、地域ならではの食や体験等を効果的に伝えるとともに、熊本地震からの復興に向けた地域の姿を適切に発信し、視聴者の興味・関心を喚起して実際の来訪・周遊につなげることが期待できる、ストーリー性及び訴求力の高い動画の企画・構成について提案しているか。	30	
		⑥周遊動画の各SNSでの発信	制作した周遊動画の視聴を、デジタルポイントラリーキャンペーンへの参加及び緑川流域4町への実際の来訪・周遊につなげるため、SNS投稿の内容や発信方法、キャンペーンへの誘導方法等について、具体的かつ効果的な導線を構築する提案をしているか。	25	
		⑦Web広告等の活用による認知拡大および誘客促進	ターゲット属性やエリアを適切に設定し、制作した周遊動画やキャンペーンの認知を高め、動画視聴やポイントキャンペーンへの直接的な誘導・参加に効果的につながるWeb広告等の運用・配信計画が提案されているか。	25	
		⑧効果測定・分析	動画再生回数やSNSでの反応、デジタルポイントラリーの参加状況等の各種データを適切に収集・分析し、事業ごとの成果や課題、4町への誘客・周遊効果を的確に把握するとともに、分析結果を今後の観光振興や事業改善に活用できる具体的な手法について提案しているか。	25	
		⑨独自提案	本業務の目的達成のため、有効な独自提案となっているか。（ただし、提案限度価格内で実現可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。）	15	
3	提 案 価 格		配分点×（最低価格/当該者の提案価格※）（※）小数点第2位以下四捨五入	10	10
				合計	200

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査の結果、原則契約予定者として決定した者と委託者との協議により契約を締結するが、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約に際しては、実行委員会事務局である甲佐町の「甲佐町財務規則第71条」の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、実行委員会が発行する納入通知書により、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、甲佐町財務規則第72条に該当する場合、契約保証金を免除する。

10 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

11 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等を了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (5) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、委託者と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (6) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (7) 企画提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより、委託者が無償で利用できるものとする。

13 問い合わせ先

緑川流域広域連携事業実行委員会事務局

(甲佐町役場 地域振興課 商工観光係)

住 所 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4 (庁舎2階)

電 話 096-234-1154 (直通) / 096-234-1111 (代表)

F A X 096-234-3964

E-mail chiiki02@kosa.kumamoto.jp